

別記

様式第1号（第3条関係）

### 徳島市パークアドプト事業に関する協定書

〇〇〇〇〇〇〇（以下「甲」という。）と徳島市（以下「乙」という。）とは、徳島市パークアドプト事業実施要綱にもとづき、次のとおり協定書を交換する。

（活動区域）

第1条 この協定書による活動区域は、次のとおりとする。

徳島市公園緑地課が管理する〇〇公園（緑地）のうち別添図面着色部分〇〇〇㎡  
（徳島市〇〇町〇〇丁目）

（活動内容）

第2条 甲は、前条に定める区域において、次の活動を行うものとする。

- （1）（例…草花の植え替え、春夏秋の3回以上）
- （2）（例…除草、灌水、草花の手入れ、3回／年間）
- （3）（例…施設管理等その他必要な作業、3回／年間）

（期間）

第3条 実施期間は、協定書締結日から平成〇〇年3月31日までとする。

（施設管理上必要な指導）

第4条 乙は、施設管理上必要な指導を行い、甲はこれに従うものとする。

2 乙は、施設管理上やむを得ない事情により、合意事項の履行が困難となった場合は、別途協議するものとする。また、甲の植えた草花等を除去する必要があるときは、その理由を示し、除去できるものとする。

（事故報告）

第5条 甲は、パークアドプト活動中に事故があった時は、遅滞なく乙に連絡するとともに、事故報告書（別記様式第6号）により報告しなければならない。

（責任の所在）

第6条 甲が実施するパークアドプト事業により発生した事故及び第三者との紛議について、乙は、その責任を負わないものとする。

（他の団体及び使用者との協調）

第7条 甲は、他の団体又は催し等により使用者がある場合は、協力しながら活動するものとする。

（その他）

第8条 この協定書に定めのない事項若しくは、この協定に関し疑義が生じた場合は、甲、乙協議のうえ処理するものとする。

以上、協定書の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 徳島市〇〇町〇〇番地  
団体・企業名 〇〇〇〇〇〇〇〇  
上記代表者 〇〇 〇〇〇 印

乙 徳島市幸町2丁目5番地  
徳島市  
上記代表者 徳島市長 〇〇 〇〇 印

参考資料①

徳島市都市公園条例 抜粋

(行為の制限)

第3条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 興業を行うこと。
- (4) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。

(行為の禁止)

第5条 都市公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 都市公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) 張り紙もしくは張り札をし、又は広告を表示すること。
- (6) 立ち入り禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所に車馬を乗り入れ、又はとめおくこと。
- (8) 政治的集会その他これに類する催しのために利用すること。
- (9) 都市公園をその用途外に使用すること。

連絡先

〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地

徳島市 都市整備部 公園緑地課

TEL (088) 621-5295

FAX (088) 655-4999